

令和2年第5回

中札内村議会臨時会会議録

令和2年11月27日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 山崎恵司君 総務課長 川尻年和君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

◎議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日 程 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 議案第 8 2 号 | 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |

◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回中札内村議会臨時会を開会します。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番大和田議員と5番北嶋議員を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。
この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 議案第82号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議長（中井康雄君） この際、日程第3、議案第82号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

- 村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
10月7日及び10月28日に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、11月6日に一般職の給与に関する法律等が閣議決定されました。
本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきたことから、期末手当について条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催した特別職報酬等審議会において審議いただき、諮問どおり答申されましたので、あわせて関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第82号中札内村議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、国家公務員の人事院勧告に伴う給与法改正案が11月6日に閣議決定を受けたことに伴い、準じて改正を行うものでございます。

まずはじめに、令和2年度人事院勧告の概要について説明を申し上げます。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたこともあり、民間におけるボーナスの支給割合を比較した結果、ボーナス引下げの勧告となりました。

期末手当について、支給月数を0.05ヵ月分引下げ、年合計4.45ヵ月分に改定されたものでございます。

月例給につきましては、民間給与との格差は極めて小さく、俸給表の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないものとなりました。

それでは黒ナンバー1番の議案2ページと、黒ナンバー2番の関係資料により説明を申し上げます。

最初に黒ナンバー2番の議案関係資料1ページをお開きいただきたいと思います。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。これまでも職員に準じて改正を行っており、手当は期末手当一本でございますので、期末手当の令和2年度12月期分に100分の5、0.05ヵ月分を減じて、100分の220の支給に改正をしようとするものでございます。

令和3年度以降の改正においても0.05ヵ月分引下げ、年合計4.45ヵ月分に改定しますが、6月期および12月期の期末手当が均等配分の2.225ヵ月分にしようとするものでございます。

また、本改正については11月16日に開催した特別職報酬等審議会にて諮問し、11月18日に諮問どおりの内容で答申がされております。

次に、職員の給与に関する条例でございますが、議案関係資料2ページをお開きいただきたいと思います。

職員の給与に関する条例、第14条における期末手当についての改正であります。支給割合を国と同様に、令和2年度12月期分に100分の5、0.05ヵ月分を減じて、100分の125の支給に改正しようとするものでございます。

令和3年度以降の改正においても、0.05ヵ月分を引下げ、6月期及び12月期の期末手当が均等配分の1.275ヵ月分にしようとするものでございます。

次に黒ナンバー1番の議案の2ページをご覧ください。

施行期日につきましては、交付の日から施行するものでございますが、令和3年度以降に係る改正についての第2条、第4条および第6条は、令和3年4月から施行しようとするものでございます。

最後になります。

今回の人事院勧告に基づく期末手当の引下げにかかる補正予算につきましては、次週予

定しております12月定例会で提案させていただきますが、その影響額につきましては、特別職においては期末手当で9万8,000円の減額、一般職における期末手当で129万2,000円の減額となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第82号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第82号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第82号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第82号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時10分